

## 随意契約理由書

件名： 阪南水道センターほか 監視制御設備改良工事

本工事は、令和 10 年度末に予定されている NTT 専用回線サービス終了による代替回線への移行を行うために必要となる監視制御設備の改良を行うものである。

対象となる監視制御設備は、阪南市内の各水道施設情報を中央に集約するための伝送設備と、集約された各情報を統括して監視制御するための監視制御システムで構成されており、これらは製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本件の施工が可能な者は、本設備を設計・製作したメタウォーター株式会社関西営業部のみである。よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、メタウォーター株式会社関西営業部と随意契約を行うものである。

### 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第(1)(①)により比較見積りを省略する。